

（仮称）松田町こども・子育て応援条例（素案）

すべてのこどもは未来をつくるかけがえのない存在であり、松田町の歴史と文化を守り歩んできた先人やお年寄りとともに、松田町の大切な宝物です。

そのこどもたちがふるさと松田へ愛着を持ち、夢や希望を抱き健やかに育つことは、私たち松田町民の希望です。

こどもを安心して産み育てることのできる環境をつくり、健康で心豊かなたくましい人に育てることは、私たち町民みんなの大切な使命であります。

そのため、町、保護者、地域住民、学び・育ちの施設等関係者及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、こども・子育て支援にいっそう力を注ぎ、こどもたちや子育て世代の声を聞きながら、「こどもたちの笑顔があふれ、子育ての喜びや幸せを感じるまち」、「地域全体でこども・子育てを支えるまち」を目指した「松田町こども・子育て応援宣言」の実現に向けた施策を総合的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、松田町（以下「町」といいます。）のこども・子育て支援及び地域社会全体でこども・子育て世代を応援するための基本理念を定めるとともに、こども・子育て支援施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、すべてのこどもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- （1） こども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に定めるこども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）をいいます。

(2) 子育て世代 子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちをいいます。

(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他のこどもを現に監護する者をいいます。

(4) 地域住民 こどもが育つ地域に居住し、勤務し、若しくは在学する個人又は町内で活動する法人その他団体をいいます。

(5) 学び・育ちの施設等関係者 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他のこどもが学び、育ち、又は活動するために利用する町内の施設(以下「学び・育ちの施設」といいます。)において、こどもの学び、育ち又は活動の支援に関係する人をいいます。

(6) 事業者 町内に事務所を有し、又は町内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

(1) こどもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家庭の状況などによって、差別、虐待などを受けることがないようにする等、こども基本法(令和4年法律第77号)の理念にのっとり、こどもの権利を尊重します。

(2) 出産を希望する町民が、安心してこどもを産み育てることができ、その成長に喜びを実感できる環境を整えます。

(3) 町、保護者、地域住民、学び・育ちの施設等の関係者及び事業者が、それぞれの役割を認識し、こども・子育て支援に主体的に取り組むとともに、相互に連携及び協働した取り組みを推進します。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、こどもの健やかな成長及び自立が図られるようにするため、こども・子育て支援に関する総合的な施策を、国、県、他の地方公共団体その他の関係機関と連携、実施していきます。

2 町は、保護者、地域住民、学び・育ちの施設等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

3 町は、こどもや子育て世代、地域住民の関心と理解を深め、安心して子育て又はこども・子育て支援をできるようにするため、この条例の趣旨や町のこども・子育て支援施策について広報その他必要な措置を講ずるものとします。

4 町は、まちづくりに関し、こどもが意見を表明することができ、意見が反映される機会を確保します。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、こどもにとって家庭が自分らしく過ごせる居場所となるよう努めるものとします。

2 保護者は、家庭がこどもの人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、こどもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、より良い家庭環境をつくるよう努めるものとします。

3 保護者は、こどもが社会生活を営む上での基礎的な生活習慣を身につけることができるように、年齢及び成長に応じて、愛情をもって子育てするよう努めるものとします。

（地域住民の役割）

第6条 地域住民は、地域のこどもに関心を持ち、地域においてこどもや子育て世代と積極的に交流し、地域との関わりの中でこどもが健やかに育ち、子育て世代が安心して生活することができる環境づくりに努めるものとします。

2 地域住民は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、こども・子育て世代を応援するよう努めるものとします。

（学び・育ちの施設等関係者の役割）

第7条 学び・育ちの施設等関係者は、こども・子育てに関する施策に協力し、学び・育ちの施設が、こどもが心豊かに主体的に生きて

いくための基礎的な資質、能力や創造性を育む場であることを認識し、こどもの意見を聴き、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかにこどもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものとします。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、子育てに関する理解を深めるとともに、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、こどもの育ちを支援する取組に協力し、応援するよう努めるものとします。

（こどもの役割）

第9条 こどもは、命の尊さを知り、自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持ち、互いに助け合うものとします。

（基本的施策）

第10条 町は、こども・子育て支援の推進に関する施策を実施するに当たっては、保護者、地域住民、学び・育ちの施設等関係者及び事業者と連携・協働し、次の各号に掲げる事項を基本として取り組むものとします。

（1）すべてのこどもの健やかな成長を支援すること。

ア 保育及び教育環境の充実に関すること。

イ 保健・医療体制等の充実に関すること。

ウ 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供に関すること。

エ こどもの居場所づくりに関すること。

オ いじめや虐待などこどもの悩みや不安等に対する相談及び支援に関すること。

（2）様々な環境にある子育て世代を支援すること。

ア 子育てに必要な情報の提供等に関すること。

イ 保護者の悩みや不安等に対する相談及び支援に関すること。

ウ 子育てと仕事の両立の推進に関すること。

(3) 地域社会全体でこどもと子育て世代を支援すること。

ア 地域のこども・子育て環境の整備に関すること。

イ こどもの安全・安心の確保に関すること。

(財政措置)

第11条 町は、こども・子育てに関する施策を総合的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年 月 日から施行する。